

(TEL. 03-5773-8414)

平成 18 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アイケイコーポレーション 代表者名 代表取締役社長 加 藤 義 博 (コード番号 3377 東証二部・JASDAQ) 問合せ先 経営管理室・人財管理室・ 経営企画室管掌 取 締 役 松 本 博 幸

# ストックオプション (新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条第 1 項および第 238 条の規定に基づくストックオプションの実施を目的として、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、平成 18 年 11 月 28 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1 . 特に有利な条件を持って新株予約権を発行する理由

当社は、当社業績に対する貢献意欲や志気を一層高めることを目的とし、当社従業員に対し、新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととして、新株予約権を募集するものであります。

## 2. 新株予約権発行の要領

## (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

# (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または、株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、新株予約権割当日後、当社が資本減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少その他の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端株はこれを切り捨てるものとする。

## (3) 発行する新株予約権の総数

新株予約権 400 個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 400 株を上限とし、当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

## (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または、割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する 普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発 行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本 の減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減 少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

# (6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20年 12月1日から平成 22年 11月 30日まで。

## (7) 新株予約権行使の条件

- . 新株予約権の一部を行使することが出来る。
- . 新株予約権者は、その割当を受けた時から権利行使時にいたるまでの間、継続して当社また

は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- . 新株予約権の相続はこれを認めない。
- . その他の行使条件については、当社第8回定時株主総会以降に開催される取締役会決議に基づき定めるものとする。

## (8) 新株予約権の取得の事由および条件

本件新株予約権は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権を取得することが出来る。この場合、当該新株予約権は無償で取得することが出来る。

- . 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約、 または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会 の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされた場合
- . 新株予約権者が権利行使する前に、(7) に定める規定により新株予約権の行使が出来なくなった場合。
- . 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

# (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する 事項

- . 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- . 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 . 記載の資本金等増加限度額から上記 . に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡よる新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

# (11) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する ものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契 約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定 めた場合に限るものとする。

. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新 株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- . 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- . 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、組織再編行為の条件等を勘

交別される新株予約権の行使に除して面負される財産の額は、組織再編行為の条件等を副 案のうえ調整した再編後払込金額に にしたがって決定される当該新株予約権の目的である 株式の数を乗じて得られる金額とする。

- . 新株予約権を行使することができる期間
- 上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

- 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (12) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (13) 本新株予約権の発行に関する細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
- 注)上記の内容につきましては、平成 18 年 11 月 28 日 (火) 開催予定の当社第 8 回定時株主総会におきまして、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上